

# 65歳以上の皆さんへ 平成30～32年度の介護保険料が決定しました



**平成30～32年度の介護保険料は期限までに納めましょう**

介護保険制度は、高齢者の方が住み慣れた地域や自宅で、できる限り自立した生活を送れるよう、医療・保険・福祉のサービスを一体的に提供し、介護者や家族の負担を社会全体で支えるための制度です。この制度は、40歳以上の方が納める「介護保険料」と国や県・市が負担する「公費」で運営されています。

保険料の滞納が長期に及ぶと、未納期間に応じて、介護サービスの利用者負担割合の増加や給付額の一時差し止めなどの措置がとられます。

**平成30～32年度の保険料基準額は据え置き**

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は所得に応じて段階的に設定されており(下表参照)、3年ごとに見直しを行う介護保険事業計画により決定します。

平成30年度から32年度までの市の高齢者数や介護サービスの利用状況などを推計した結果、今後3年間の保険料基準額(72,600円)は据え置くことに決定しました。

**7月中旬ごろに介護保険料の通知を発送します**

▼介護保険料額決定通知と納入通知書が届いた方  
各期限までに市内の金融機関窓口(ゆうちょ銀行は除く)で納付してください。  
※コンビニでのお支払いはできません。

▼介護保険料額決定通知のみが届いた方  
年金天引きや口座振替で介護保険料を納めていただきます。通知書に記載された保険料額をご確認ください。

▼保険料の納付は口座振替で  
口座振替は、指定した預貯金口座から自動的に振替納付する方法で、納め忘れを防ぎます。ぜひご利用ください。

▼介護保険料の減免制度  
介護保険料の通知書に合わせて、減免制度のご案内も送付されます。詳しくはご相談ください。

## 平成30年度から32年度までの介護保険料額

所得段階	対象となる方	保険料率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●本人が老齢福祉年金受給者で、市民税非課税世帯の方 ●世帯の方全員が市民税非課税で、本人の前年の <b>その他の合計所得金額</b> +課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.45	32,600円
第2段階	本人の前年の <b>その他の合計所得金額</b> +課税年金収入額	80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.70 50,800円
第3段階		120万円を超える方	基準額×0.80 58,000円
第4段階		80万円以下の方	基準額×0.90 65,300円
第5段階	本人の前年の <b>その他の合計所得金額</b>	80万円を超える方	基準額 72,600円
第6段階		120万円未満の方	基準額×1.20 87,100円
第7段階	本人の前年の <b>合計所得金額</b>	120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30 94,300円
第8段階		200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50 108,900円
第9段階		300万円以上500万円未満の方	基準額×1.60 116,100円
第10段階		500万円以上の方	基準額×1.80 130,600円

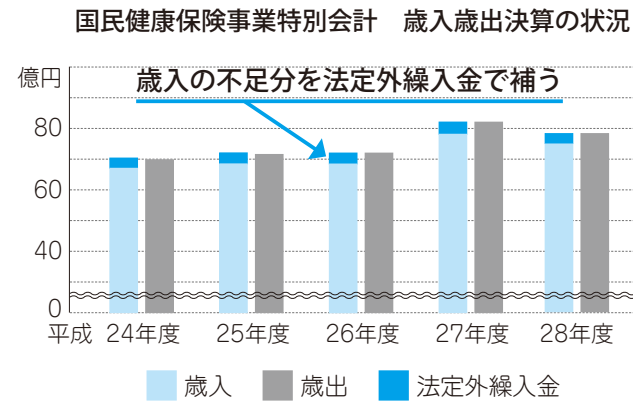
※表中の青文字が平成30年度の制度改正による変更点

### 制度改正による 保険料算定方法の変更点

①**保険料算定対象額の変更**  
市民税非課税の方の保険料を算定する際、前年の合計所得金額から年金所得金額を除いた額(その他の合計所得金額)と課税年金収入額の合計で算定するようになりました。

②**保険料段階区分の変更**  
第7段階から第9段階の方の段階区分が変わりました。この変更により、前年と同程度の所得であっても保険料の段階が下がる場合があります。

# 平成30年度 国民健康保険税の税率 税額が変わります

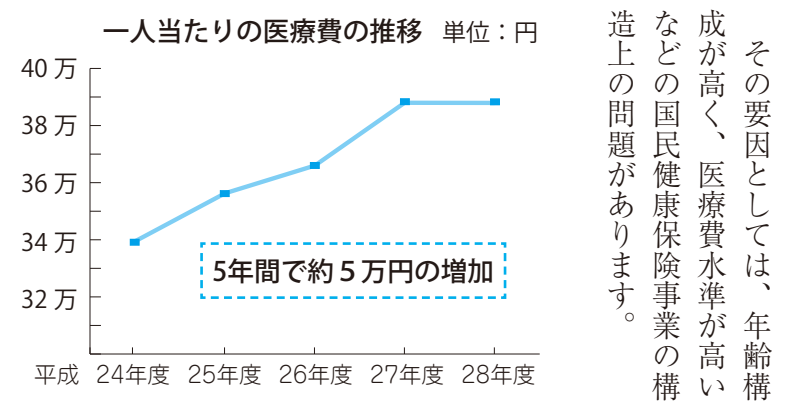


**国民健康保険事業の運営状況**

国民健康保険事業は、皆さんに納付していただいている国民健康保険税や国・県の公費負担などによりまかなわれています。しかし、本市の事業は、これらの財源だけでは収支を支えきれず、一般会計からの法定外繰入金により、不足分を補っています。この繰入金の財源には、国民健康保険に加入していない方の税金も含まれています。

**制度の安定化に向けて  
税率・税額を変更**

こうした中、安定した国民健康保険の運営を行うための制度改革により、平成30年度から財政運営の責任主体として、県が中心的な役割を担うことになりました。県が策定する統一的な運営方針において、法定外繰入金の削減や解消を着実に進めることが求め



## 平成30年度の保険税率・税額

	医療保険分 (国保加入者全員)		後期高齢者支援金分 (国保加入者全員)		介護納付金分 (国保に加入する40歳以上65歳未満の方)	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
所得割	5.9%	6.2%	1.7%	2.6%	1.5%	1.9%
資産割	25%	20%				
均等割	加入者1人当たり 25,500円		加入者1人当たり 4,300円 → 5,900円		加入者1人当たり 7,900円 → 8,900円	
平等割	加入1世帯当たり 21,500円		加入1世帯当たり 5,100円 → 7,100円		加入1世帯当たり 5,500円	

られており、市では、その初年度として、平成30年度の国民健康保険税の税率・税額を左記のとおり改正しました。国民健康保険財政の安定化のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

各世帯の国民健康保険税の金額については、7月中旬に発送する納税通知書をご覧ください。